軽度生活援助事業の申請について

高齢者の方等を対象に軽易な日常生活上の援助を行います。

☆利用できる方

氷川町に住所があり、主に自宅で生活している方で住民税非課税世帯かつ世帯員全員 が次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯の方 ② 身体障害者手帳 1 級又は2級をお持ちの方
- ③ 療育手帳障がいの程度 A をお持ちの方 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級をお持ちの方

☆利用料金の一部助成を行います。

氷川町シルバー人材センターに作業を依頼した場合に限り、その利用料金の8割を助成 いたします。ただし、1世帯当たり年間(年度)の助成限度額は1万円です。 ※機械・器具借上料、交通費、処分料、原材料費等は実費となります。

☆助成対象(対象外)となる作業は以下のとおりです

庭・生垣・庭木等の家周りの手入れ 家屋内外の整理・整頓、朗読・代筆 その他軽易な日常生活上の援助

農業用地の草刈り、剪定 生業を国的とした作業など

※その他、詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

☆申し込み方法

氷川町竜北福祉センター及び宮原福祉センターに備え付けの①「軽度生活援助事業利用 申請書」に必要事項を記入し、氷川町税務課発行の②「課税台帳記載事項証明書(世帯)」 と併せて提出してください。

なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、3「手帳の 写し(コピー)」を併せて提出してください。

年度ごとの更新となりますので、毎年申請が必要です。また、2「課税台帳記 載事項証明書」につきましては世帯の証明書(有料)が必要となります。

~利用開始までの流れ~

申請書提出 ⇒ 審査 ⇒ 決定(却下)通知書及び利用確認証書送付 ⇒ 利用開始 ※ シルバー人材センターへの作業依頼時に利用確認証書をご提示ください。

お申し込み・お問い合わせ先

氷川町社会福祉協議会 ☎ 0965-52-5075